

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部改正案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第4-3-(2) B d 使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供（第4号）	<p>全面的に反対ではないが、ここで提供される情報については、求めがあった場合において、提供を行う当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報について、当該従業者等に提供情報内容を提示又は開示等するようにすべきと考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>「従業者等の同意を得」とは、従業者等の承諾する旨の意思表示を使用者等が認識することをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業者等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。具体的には、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業者等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、出向・転籍・退職等前の使用者等は留意する必要があります。</p> <p>なお、従業者等は、行政機関の長に対し、自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報について、行政機関個人情報保護法第12条に基づき開示請求を行うことが可能となっております。独立行政法人等に対しても同様に、自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報について、独立行政法人等個人情報保護法第12条に基づき開示請求を行うことが可能となっております。</p>
2	第4-3-(2) B d	<p>本号に基づく特定個人情報の提供を受けた使用者等の側においても、本人確認について不要としたとしても（情報について、（場合により一方的に）通知される側であるので、これは妥当と考える。）、</p>	<p>番号法において、個人番号を含む特定個人情報の提供を受けた使用者等は、従業者等に対し、当該情報の提供を受けたことを通知する義務はありません。した</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	利用者等から他の利用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供（第4号）	その通知（特定個人情報を受けた事の通知）については、行うようにすべきと考える。 【個人】	がって、特定個人情報の提供を受けたことの従業者等に対する通知を行うか否かについては、当該情報の提供を受けた事業者において御判断いただくものと考えます。

※事業者編又は行政機関等・地方公共団体等編の該当箇所の記載がない御意見については、別紙1「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部改正案」に関する意見募集結果に記載しております。

【凡例】

- 「番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- 「行政機関個人情報保護法」：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- 「独立行政法人等個人情報保護法」：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律